

平成 30 年度
中小企業における
危機管理対策促進事業

(LED照明等節電促進助成金)

募集要項

平成 30 年 5 月 1 日 Ver. 1



公益財団
法人

東京都中小企業振興公社

目 次

1 助成金の交付の目的	1
2 事業内容	1
3 助成対象事業者	1
4 助成対象外となる事業者	3
5 助成対象事業	4
6 助成対象設備	5
7 助成金の額	6
8 助成事業の流れ	6
9 助成対象経費	7
10 助成対象外経費	7
11 申請書類	8
12 節電診断	10
13 申請	10
14 申請にあたっての注意事項	11
15 審査	11
16 交付決定	12
17 その他	12
18 よくある質問	13
推奨見積書	14
推奨図面	15

1 助成金の交付の目的

この助成金は、中小企業者等が、生産コストの上昇に対して、生産活動を続けながら電気の使用量を抑制する節電に取り組むことが重要であることに鑑み、中小企業者等が行う電力の効率的利用を図るための設備等の導入を支援し、もって、東京都内の中小企業の振興に資することを目的としています。

2 事業内容

製造業を営む中小企業者等が、公益財団法人 東京都中小企業振興公社（以下「公社」）が実施する節電診断の結果をふまえ、節電につながる設備を自社の工場に設置する際に要する経費の一部を助成します。

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 助成対象期間 | 交付決定の日から4か月以内 |
| (2) 助成限度額 | 1,500万円（下限30万円） |
| (3) 助成率 | 助成対象経費の1/2以内 |

3 助成対象事業者

この助成金の助成対象事業者は、以下の要件を全て満たす者とします

- (1) 平成29年度以降に、公社が実施している節電診断を受けている者
- (2) 中小企業者※1又は中小企業団体※2のうち、法人にあっては東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する法人、個人にあっては東京都内で開業届又は青色申告をしている者
- (3) 主たる業務として都内で製造業を営んでいる者※3
- (4) 東京都内で申請時まで1年以上事業を継続している者※4
- (5) 過去にこの助成金の交付を受けていない者

※1 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、次に掲げる「大企業が実質的に経営に参画していない者」をいいます。

- ①発行済株式総数又は出資価額の総額2分の1以上を同一の大企業が所有または出資していないこと。
- ②発行済株式総数又は出資価額の総額3分の2以上を大企業が所有または出資していないこと。
- ③大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占有していないこと。
- ④上記①から③に該当しない場合でも、実質的に大企業が経営に参画・支配していないこと。

- ※2 「中小企業団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第158号）第3条に基づく法人等のうち、事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合で、3者以上の組合員を有し、その組合員が一つの敷地内又は建物内において共同受電を行なっている組合として法人登記された団体をいいます。
- ※3 この助成金において「主たる業務として製造業を営んでいる者」とは、以下のすべてを満たす中小企業者または中小企業団体とします
- ①資本金（有限会社等においては出資）の額が3億円以下の法人、または常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
 - ②日本標準産業分類で製造業に分類される業種であること。
よって、工場があっても、建設業、鉱業、採石業、砂利採取業、廃棄物処理業、機械修理業・自動車整備業等は助成の対象となりません。
 - ③製造原価報告書で製品の原価管理を行い、その勘定科目に材料費、労務費に該当する項目があること。
 - ④工場設置認可等必要な許認可を得た自社の工場で現に生産・加工をおこなっていること。
よって、設計や検品検査のみで生産を外部に委託しているため自社で製品の製造を行わない企業は、助成の対象となりません。
 - ⑤複数の経済活動を行っている場合、主要な活動（利益や売上高などの最も大きいもの）が製造業であること
- ※4 「事業を継続している者」とは、単に登記や建物があることだけでなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が実質的に行われていることを指します。ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

4 助成対象外となる事業者

以下のいずれかに該当する場合は助成の対象外となります。

- (1) 事業税その他租税の未申告又は滞納がある者
- (2) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (3) 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っている者
- (4) 過去に公社、国、都道府県、区市町村等から助成を受けた者で、「状況報告書」等が未提出である者
- (5) 過去に公社、国、都道府県、区市町村等から助成事業の交付決定の取消し等を受けた者、又は法令違反等不正の事故を起した者
- (6) 民事再生法、会社再生法、破産法に基づく申立手続中（再生計画等認可後は除く）、または私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在している者
- (7) 会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者
- (8) 自己又は自社の役員等が、東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日条例第54号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者
- (9) 東京都及び公社が公的資金の助成先として社会通念上適性を欠くと判断する者

5 助成対象事業

助成金の交付の対象となる事業は、助成対象事業者が、公社が行う節電診断の結果に基づき、節電対策設備を自社工場建物内に設置する事業とします。

※自社工場とは、①工場が、自社の所有または賃貸借している土地の上に設置され、②看板等で当該建物を使用している者が自社だと明示され、③工場設置認可等の必要な許認可を得て自社で現に生産・加工を行っている建物をいいます。

工場と独立した棟の事務所棟等は対象外となります。（判定は棟ごと）

※建物内とは、建物の内部（天井・壁面・階段部分等）をいいます。

よって、LED照明の場合、外灯、門燈、駐車場・屋上など建物の外部への設置は対象外とします。ただし材料搬入などのために建物入口に設置するスポットライト等は対象です。

東京都内に本店を有する場合は、都外設置を認めます。ただし、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県に限ることとします。

6 助成対象設備

(1) LED照明器具

LEDモジュールが組み込まれたベースライト形、ダウンライト形、スポットライト形、高天井形等の製品で次に掲げる要件を満たしているものであること。

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に定める技術上の基準に適合しているもので、製品へのPSEマークの表示及び製造事業者等において同法第3条の規定による電気用品製造（輸入）事業の届出がなされているもの。さらに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の基準に適合しているものが望ましい。

(2) デマンド監視装置

電力量計に接続し、電力使用量を監視・予測し、あらかじめ設定した電力使用量に近づくと警報を発報等する装置を有するもの（単純な電力計測機器は対象外）で、節電による効率的・効果的な電力利用のために導入するものであること。

(3) 進相コンデンサ

電気回路において力率を改善するために導入し、省エネルギーに寄与できるもの。

(4) インバータ

周波数や電圧、電流を制御することによって、動力設備の運転量を制御し、省エネルギーに寄与できるもの

(5) 上記設備を運用するために必要となる次に掲げる付帯設備等

- ① LED照明器具に係る付帯設備とは、電源ユニット、ソケット、落下防止部品等
- ② デマンド監視装置に係る付帯設備とは、警報装置、制御装置、監視用PCソフトウェア
- ③ 進相コンデンサに係る付帯設備とは、機器の稼働に必要と認められるもの
- ④ インバータに係る付帯設備とは、機器の稼働に必要と認められるもの

7 助成金の額

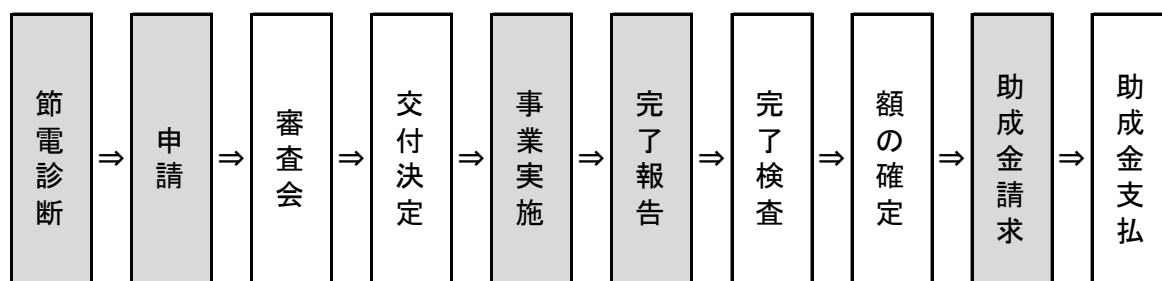
助成金は、次に掲げる額を、予算の範囲内で交付します。

なお、助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

➤ 助成率 助成対象経費の 1 / 2 以内

➤ 助成限度額 1, 500 万円（下限 30 万円）

・ 8 助成事業の流れ



※ 色付きの部分は申請者が行う手続きになります。

※ 申請にあたっては、節電診断を受けていただきます。（P10の12 節電診断を参考）

※ 申請後、必要に応じ現地調査を行う場合があります。

※ 助成事業完了後5年間、設備の稼働状況等について報告義務があります。

※助成対象期間（工事業者等との契約、発注、工事、代金支払い等までを完了していただきます）は、交付決定日から4か月以内（※第6期、第7期は短いのでご注意ください）です。工事期間等にご注意ください。

期	申請締切日 (平成30年)	交付決定日 (予定)	助成対象期間	完了報告期限
第1期	5月25日	平成30年7月2日	交付決定日～平成30年10月31日	平成30年11月14日
第2期	6月25日	平成30年8月1日	交付決定日～平成30年11月30日	平成30年12月14日
第3期	7月25日	平成30年9月3日	交付決定日～平成30年12月31日	平成31年1月15日
第4期	8月27日	平成30年10月1日	交付決定日～平成31年1月31日	平成31年2月14日
第5期	9月25日	平成30年11月1日	交付決定日～平成31年2月28日	平成31年3月14日
※第6期	10月25日	平成30年12月3日	交付決定日～平成31年3月15日	平成31年3月29日
※第7期	11月26日	平成31年1月4日	交付決定日～平成31年3月15日	平成31年3月29日

9 助成対象経費

助成対象事業に係る「設備の購入費」及び「工事費等」を助成対象経費とします。

「工事費等」とは、材料費、消耗品、雑材料費、直接仮設費、労務費、総合試験調整費、立会検査費、設備搬入費等、助成対象設備の設置に直接必要な経費をいいます。

なお、労務費単価については、東京都が定める当該年度の「公共工事設計労務単価（平成30年度は24,200円）」を上限とします。

助成対象経費に係る見積書（写し）に併せて経費内訳（単価、規模等）がわかる明細書等を提出してください。

10 助成対象外経費

- (1) 建物の改修に係る経費
- (2) 保険料
- (3) 人件費（例：工事立ち合いに係る申請企業の社員の休日手当等）
- (4) 維持管理費
- (5) 運営、業務等委託費
- (6) 設計費
- (7) 消費税その他の租税公課、共通仮設費、一般管理費、諸経費、通信費、光熱水費、旅費・交通費、消防等官公庁・電力会社への申請費、道路占有許可申請費、安全対策費、清掃費、収入印紙代、振込手数料等の事務費
- (8) 既存設備等の撤去・処分のための工事に要した撤去費、移設費、処分費
- (9) 消耗品、汎用性の高い備品、機器に係る経費
- (10) 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- (11) 過剰とみなされる設備を設置する経費
- (12) 中古品の購入に係る経費
- (13) リースによる設置や割賦販売で購入する設備に係る経費
- (14) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引により発生する経費
- (15) 自社製品または自社で取り扱う製品を設置する経費
- (16) 付帯設備単体のみの購入に係る経費
- (17) 助成金の交付決定日以前に契約・発注・設置された設備に係る経費
- (18) その他、理事長が適切ではないと判断する経費

11 申請書類

助成金の交付申請を行う助成対象事業者は、申請書（公社様式第1号）正副各一通及び次表に記載した書類を提出してください。

書 類	備 考
① 申請前確認リスト	※ 様式1
② 申請提出書類チェックリスト	※ 様式2
③ 助成対象事業に係る見積書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ※ 同じ仕様による2社以上からの見積書を提出すること。 ※ 単価、規模等の積算根拠がわかるもの ※ 申請日に有効期間内であること P14 推奨見積書参考
④ 設計図書類（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ※ 工事が発生しない場合は不要 ※ LEDの設置のみの場合は不要
⑤ 工程表（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ※ 工事が発生しない場合は不要 ※ 日毎の必要人工数を記入
⑥ 土地・建物の所有者の承諾書	※ ※自社所有でない建物で設備工事を行う場合
⑦ 設置場所の確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ※ 設計図、平面図等 P15 推奨図面参考
⑧ 助成対象設備の仕様がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ※ カタログ、商品案内等 ※ LED照明設備の場合、PSEマークの表示が確認できるもの
⑨ 営業に必要な許認可書（写し）	※ 工場設置認可等
⑩ 履歴事項全部証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ※ 発行後3か月以内のもの ※ 個人の場合は開業届出の写し ※ 中小企業団体は定款及び組合員名簿 ※ 法人格取得見込みの団体は、全組合員の書類
⑪ 法人事業税及び法人都民税の納税証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ※ 前年度のもの ※ 個人事業者で個人事業税が非課税の場合は、所得税及び住民税の納税証明書 ※ 発行後3か月以内のもの
⑫ 確定申告書（写し）…税務署へ提出したものを一式コピーしてください	<ul style="list-style-type: none"> ※ 確定申告書の3期分 ※ 法人の場合は、各種別表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、販売費・一般管理費明細、製造原価報

	<p>告書、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書</p> <p>※ 個人の場合は、青色申告決算書（貸借対照表を含む）</p> <p>※ 兼業の場合は、売上金額等の過半が製造業に係ることが分かる資料</p> <p>※ 法人格取得見込みの団体は、全組合員の上記書類</p>
⑬会社概要のわかる書類	<p>※ 会社概要・パンフレット等で経歴記載があるもの</p> <p>※ 法人格取得見込みの中小企業団体は、全組合員のもの</p>
⑭節電診断報告書（写し）	※ 平成 29 年度以降実施されたもの
⑮その他会社が指定する書類	

※ 書類の記載が日本語以外の場合は、必ず翻訳文を併せて提出してください。

12 節電診断

助成金の申請前に、節電促進アドバイザーによる節電診断を受けていただきます。

節電診断とは、節電促進アドバイザーを現地に派遣し、ヒアリング調査、現地確認等を行ったうえで、適切な節電アドバイスを行うとともに、経営状況に応じた適切な事業計画が策定されるよう診断業務を行うものです。

節電診断終了時に提出される診断報告書が助成金申請時に必要になります。「節電診断申請書」を公社ホームページ (<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/setsubijosei/led.html>) からダウンロードし、必要事項を記載し、添付資料添付のうえ、メールにて後記 13 の(4)の申請先に送付してください。

※助成金予算の執行状況により、節電診断の申請受付を見合わせる場合があります。

13 申請

(1) 助成金交付申請書の入手方法

申請書は、公社ホームページ（上記URL）からダウンロードして作成してください。

(2) 申請受付期間

平成30年5月7日（月）～平成30年11月26日（月）※

※助成金予算の執行状況により、新規受付を早期終了する場合があります。

(3) 申請方法

- ① 下記申請先において申請を受け付けます。
- ② 郵送による申請はできません。申請書及び添付書類を直接下記申請先に持参してください。
- ③ 受付は、全て「予約制」です。申請の際は必ず事前に下記申請先まで御連絡ください。
- ④ 受付時間は、平日の9時から16時までです。
- ⑤ 申請手続きは、必ず申請者御本人が行なってください。代理人による申請は受け付けておりません。

(4) 申請先

東京都千代田区神田佐久間町1-9 秋葉原庁舎
公益財団法人東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備支援課
TEL：03-3251-7889
メール：lease@tokyo-kosha.or.jp

14 申請にあたっての注意事項

- (1) この助成金は、同一の事由で交付される国、都道府県、区市町村等からの補助金と重複して受けられません。
- (2) 中小企業団体の場合は、当該団体が共有する設備が助成金交付の対象となります。よって、組合員が取得する設備については、組合員自らが申請してください。
- (3) 申請時において、法人格を取得する見込みの団体は、その団体の代表企業として助成事業を統括し責任を負う者を定めていただき、その方が申請書の作成および申請手続をしてください。
- (4) 提出していただいた書類は理由の如何に関わらず返却できませんのであらかじめ御了承ください。
- (5) 申請書類等、資料の作成及び提出に要する経費は、すべて申請者の負担となります。
- (6) 助成対象経費の算出にあたっては、十分に御検討なさるようお願いいたします。
- (7) 見積金額や内容が過大とみなされるものについては、申請内容を見直していただきます。
- (8) 申請時又は申請後、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。この場合、公社から提出等の指示があった後、返答がなく1か月を経過した場合は申請取消となる場合があります。
- (9) 助成対象設備の発注および設置工事は、当該助成金の交付決定日以降となります。
- (10) 経費の支払いは金融機関を通じた振込のみとします。普通預金・当座預金からの振込のみとし、手形・小切手・為替・現金等での支払いは認められません。

15 審査

- (1) 原則として当該月の25日（土日の場合は前日の営業日）までに申請を受理した案件について、公社内での書類審査等を経て、原則として翌月（第3金曜日）の審査会に諮ります。ただし、申請内容によっては、翌月の審査会に間に合わない場合もあります。
- (2) 審査会では、申請の内容に基づき、外部委員らによる審査を行います。
- (3) 審査会は非公開です。
- (4) 審査内容等のお問い合わせには一切応じられません。
- (5) 審査は、申請資格、機器等を導入した場合の効果、経営面（決算内容・企業概要）等総合的に審査いたします。

16 交付決定

- (1) 審査の結果、助成金の交付を決定した者に対し助成金交付決定通知書にて通知します。また、助成対象外となった者にはその旨通知します。
- (2) 助成金申請額と交付決定額が異なる場合があります。
- (3) 交付決定額は、助成金交付の額の上限を示すものです。
- (4) 交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- (5) 申請時において、法人格を取得する見込みであった中小企業団体については、交付決定までに法人格を取得している必要があります。

17 その他

助成金の交付を受けるには、前記8 事業の流れに示したように、機器や工事の発注・設置・代金の支払いまで交付決定後4か月以内に完了し、その後2週間以内に公社に完了報告書を提出していただく必要がありますので、余裕をもったスケジュール管理をお願いいたします。

なお、交付決定以後の事務手続などは、別途お知らせいたします。

18 よくある質問

Q 1. 製造業ですが、製造原価報告書は確定申告で不要のため作っていません。この助成金の対象になりますか？

A 1. この助成金は製造原価報告書を作成し、原価管理を行っている企業を製造業であることの要件の一つと定義しています。製造原価報告書を作成していない場合は申請の対象となりません。

Q 2. 誘導灯や非常灯は対象になりますか？

A 2. 今年度から誘導灯や非常灯のLED化も対象となりましたが、それらだけをLED化しても節電の効果はほとんどないため申請できません。水銀灯など他の照明器具の交換または他の助成対象設備設置と同時に申請してください。

Q 3. 交付決定までどれぐらいの時間がかかりますか？

A 3. 節電診断の申込から節電診断が終了するまでがおおよそ1ヶ月、申請のタイミングによりますがその後助成金の申請から交付決定までおおよそ2ヶ月で、合計3か月程度かかります。

Q 4. 助成金の下限の限度額が30万円とありますが、これは設備・工事等の費用が60万円以上の事業が対象となるということですか？

A 4. その通りです。なおこれらの金額は消費税抜きの金額になりますのでご注意ください。

Q 5. デマンド監視装置をリースでの設置を検討しています。対象になりますか？

A 5. リースや割賦での設置は対象になりません。

Q 6. 時間がないので交付決定の前に工事業者と契約できますか？

A 6. 交付決定前に契約・発注・設置した器具は助成の対象となりません。

Q 7. LEDで器具を交換せず、LED管のみを交換した場合対象となりますか？

A 7. 器具ごとの交換が対象となります。

Q 8. 節電診断は有料ですか？

A 8. 無料です。公社で委託した節電促進アドバイザーが現地を訪問して診断します。

推奨見積書 2社以上の見積書を用意してください。

見積書

発行年月日：平成30年4月1日

見積番号：XXXXXXXXXX

(申請企業)

〇〇〇株式会社 御中

(販社企業名)

A工業株式会社 (印)

住所

東京都千代田区神田川1丁目9番

連絡先

03-3251-XXXX

担当者名

販売条件

納期

納品場所

見積有効期限

チェック②見積条件

次の3点の記載があるか、間違いないか確認

- 1) 納期
- 2) 納品場所
- 3) 見積有効期限

チェック③見積対象

原則として、機種・工事項目ごとに記入

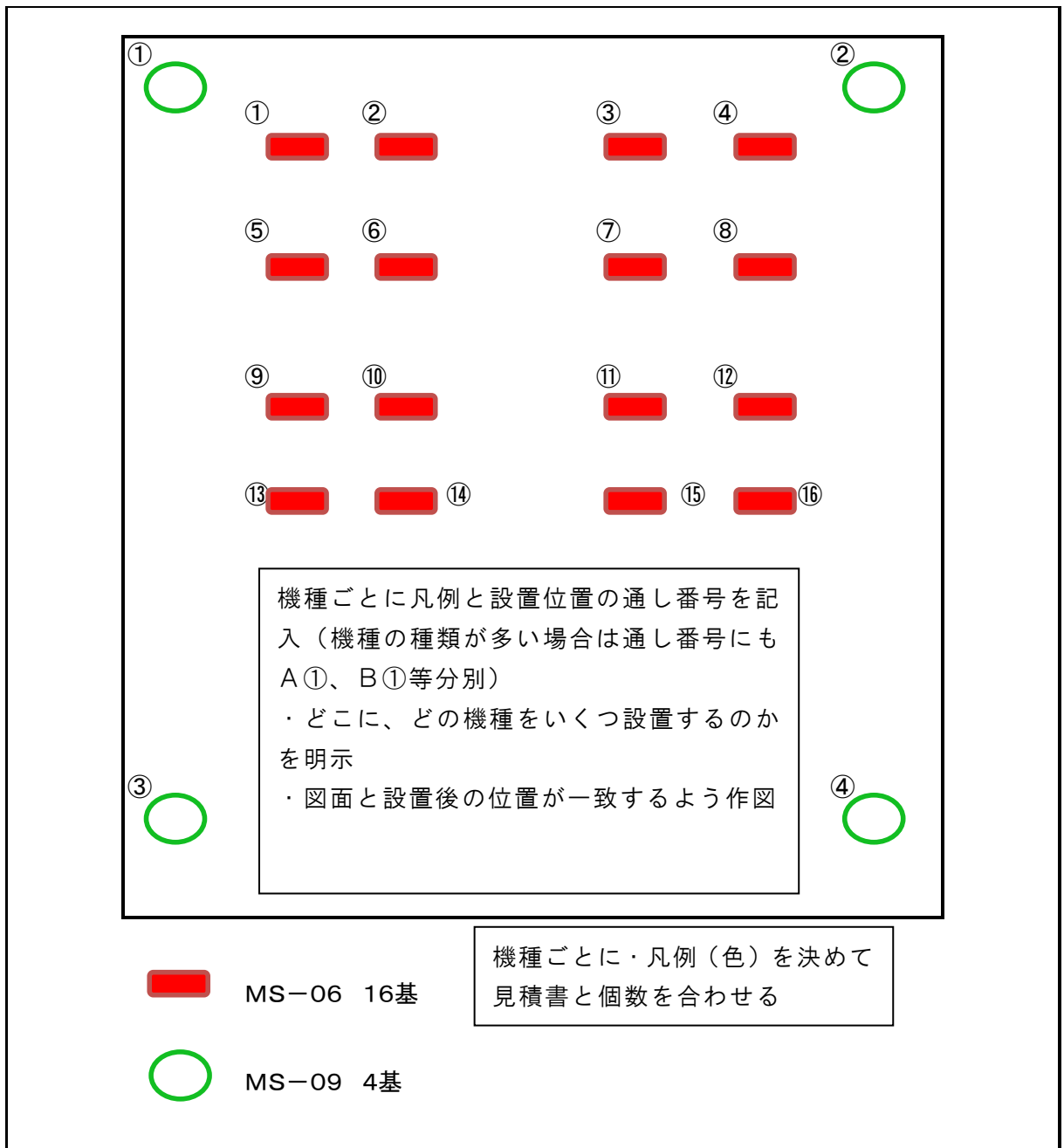
チェック④品名等

「工事一式」等の表記は不可

内容が分かるよう項目ごとに分解
器具ごとに費用が異なる場合は器具ごとの取
付費用を記入。

品名	単価	数量	金額(円)
LED MS-06	×	16	
LED MS-09	×	4	
設置費用	×	20	
足場設置費(1日)	×	3	
小計			
値引			
値引後金額			
搬入費			
据付費			
合計(税抜)			
消費税及び地方消費税			
購入金額(税込)			

LED照明器具等の「⑦設置場所の確認ができる書類」の推奨図面



- ・完了検査時に設置位置について図面と現状が異なる場合は助成の対象となりません。
- ・完了検査時に図面と異なる機種・個数が設置されている場合は助成の対象となりません。機種・個数を変更する場合は必ず完了検査前にご連絡をください。変更承認が認められれば、助成の対象となる場合があります。
- ・配線等の都合によって工事開始後等に設置位置を変更した場合は再度図面の提出が必要です。